

標 題 : 能登半島地震被災地への職員派遣にあたっての労使協議の取り組みに
ついて
発信番号 : 自治労発2024第0078号
発信日付 : 2024年1月22日
宛先 (団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者 (団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

能登半島地震の対応にあたり、全国から被災自治体に応援職員が派遣されています。派遣職員の勤務労働条件、安全衛生の確保にむけ、自治体単組等において下記の事項について労使協議・確認を行うよう取り組みをお願いいたします。

- ・派遣にあたっては、事前協議・合意を前提とすること。・派遣者の決定にあたっては、職員からの応募を優先し、職場・家庭状況、本人の健康状態などに十分配慮すること。また、本人の同意を前提とすること。・事前に業務内容や勤務時間の取扱いを明らかにするとともに、派遣先での指揮命令系統を明確にすること。・派遣した職員の労働時間管理と健康管理を徹底すること。
- ・派遣した職員の過重労働を防止するとともに、時間外勤務手当を適正に支給すること。・被災地の道路事情が悪いことを鑑み、派遣元から派遣先への移動時間および派遣先の拠点（宿舎）から勤務地への移動時間については労働時間として扱い、勤務時間外に移動の必要がある場合には時間外勤務手当を支給すること。運転者だけでなく、同乗者も同様の取扱いとすること。（※下記参照）
- ・災害対応業務にかかる災害応急作業等手当を新設し、派遣初日にさかのぼって支給するよう必要な措置を講じること。手当の額については、最低でも人事院規則を下回らないこと。（※総務省通知参照）
- ・避難所対応業務など昼夜を問わず業務にあたる場合には、交代で休憩を取得できる体制を確立すること。また、次の勤務までの勤務間インターバルを最低でも11時間確保すること。・派遣中に災害等が発生した場合は、速やかに公務災害として取り扱うこと。
- ・現地で必要な準備物の購入を自己負担させないこと。・派遣から復帰した際は、現地対応、心身の状況などの聞き取りを行い、必要に応じてカウンセラーや医療機関受診などの対応をすること。また、場合によっては自宅待機や特別休暇などの対応を取ること。・過去の派遣や今回の派遣を踏まえ、地震・津波・豪雨・新型感染症などの災害発生に備え、職員数を大幅増員し、危機管理体制の強化を行うこと。（※注）被災地では道路復旧が進んでおらず、派遣元から派遣先だけでなく、宿舎から勤務地までの往来も道路損傷や路面凍結のため、安全確認、ルート選択、物資・支援業務に必要な装備の安全な輸送という業務を行いながら移動する必要があることから、移動時間、通勤時間についても運転手・同乗者にかかわらず時間外勤務手当の支給を求めます。